

平成30年度 優秀学生の海外派遣プログラム募集要項

国立大学法人岐阜大学

岐阜大学（以下「本学」という。）では、本学の基金特定事業「国際交流促進のための奨学寄附金」において、特色ある海外派遣プログラムを実施し、グローバル社会に柔軟に対応できる優秀な人材育成を行うために、学業成績、人物ともに優れている者の海外派遣に対し、下記の要領により奨学援助を行います。

記

【募集対象となる海外派遣】

平成30年度又は平成29年度本学において岐阜大学学生表彰規程により決定された学生表彰者（ただし、修了及び卒業表彰者は除く。以下同じ。）及び応援奨学生取扱要項により決定された応援奨学生に対して、本学と学術交流協定を締結している外国の大学（以下「協定大学」という。）の短期留学（派遣）や協定大学が長期休暇期間等を実施する短期間プログラムへ参加する場合、又、協定大学の協力を得て、独自に海外での研究、国際交流、ボランティア活動等へ参加する際の奨学援助を行うための募集を行います。

なお、一部のプログラムについては、学生表彰者及び応援奨学生以外の学生も対象になります。（詳しくは、下記の「応募区分」を参照してください）

選考の結果、派遣が決定した学生の個人またはグループ（以下「派遣学生」という。）には奨学金による経費が支給されます。

（応募区分）

- I. 協定大学への短期留学（派遣）
- II. 協定大学が長期休暇期間等を実施する短期間プログラムへの参加
- III. 協定大学の学生との学術的又は文化的交流プログラムへの参加
- IV. 応募者が独自に企画した協定大学とのクラブ活動等による交流会への参加

学生表彰者及び応援奨学生は、所属部局長の承諾を得たうえですべての応募区分に応募することができます。（応募区分Ⅰへの応募は、派遣先大学から求められる語学能力等の基準を満たす者のみ可能です。）又、応募区分Ⅲ及びⅣについては、所属部局長からの推薦がある場合に限り、すべての学生が応募することができます。その際、グループでの応募も可能です。（代表者を明確にしてください。）

【応募資格】

本学の正規課程に在籍する大学院生・学部学生で、日本国籍を有する者、または日本への永住を許可されている者（「留学」の在留資格により滞在する外国人留学生は対象外）で、海外留学・派遣に対して勉学意欲があり、標準修業年限での卒業・修了が見込まれる者とする。

ただし、連合大学院の学生にあっては、配置大学が岐阜大学である者のみを対象とします。

【申請書類】

1. 海外派遣プログラム実施計画申請書(別紙様式1)
2. 所属部局長の推薦書(学生表彰者及び応援奨学生以外の学生の場合のみ)(別紙様式2)
3. 語学能力を確認できる書類(協定大学への短期留学(派遣)の場合)
4. 学業成績証明書(提出可能であるもののうち最新のもの)
5. 口座振込申出書

なお、グループで応募する場合は、全員の申請書類を取りまとめて提出してください。

	応募可能区分	必要提出書類
学生表彰者及び応援奨学生	I、II、III、IV	・実施計画申請書 ・語学能力証明書類(Iへ応募の場合) ・学業成績証明書 ・口座振込申出書
上記以外の学生	III、IV	・実施計画申請書 ・所属部局長の推薦書 ・学業成績証明書 ・口座振込申出書

【選考件数等】

「国際交流促進のための奨学寄付金」(平成30年度は50万円程度)の範囲内で優れたものを若干名(若干グループ)選考します。

【プログラム実施経費】

申請上限額は、1件につき25万円までとします。ただし、派遣先、派遣期間、派遣人数により予算の範囲内で支給額を決定するため、実際の支給額は申請額の一部となることがあります。

【審査方法等】

学長は、海外派遣プログラムの応募者の選考をグローバル推進本部会議に依頼し、派遣学生を決定します。審査結果は、7月中に当該部局長等を通じて各応募者に通知します。

経費は、応募時に指定した銀行口座に振込まれます。

【応募方法】

申請(代表)者は、申請書類を所属学部の学務係に提出してください。各学部からグローバル推進本部への申請書類の提出期限は平成30年6月29日(金)とします。申請(代表)者から所属学部の学務係への提出期限は上記より早くなるため、所属学部の学務係に問合せてください。

本募集は、平成30年8月～平成31年3月までの期間に渡航を開始する海外派遣を対象とします。

ただし、本募集の終了後、【選考件数等】に記載の予算に残余が生じた場合、その範囲内で再度募集をかける場合があります。

【プログラム実施期間】

実施期間は平成31年3月までとし、学業及び学年進級に支障のない範囲の期間で実施するものとします。

【派遣実施の報告】

派遣学生は、派遣先から帰国した後、すみやかに「優秀学生の海外派遣プログラム実施報告書」（別紙様式3）を作成し、グローバル推進本部留学支援室留学支援係へ提出してください。

【書類提出後の変更、辞退及び取消し等】

申請書類受理後の計画内容の変更は原則として認めません。ただし、グローバル推進本部会議が必要と認めた場合は、申請書類の再提出を認めることとします。

海外渡航の前に、旅行を中止する必要がある場合には、ただちにグローバル推進本部留学支援室留学支援係に辞退を申し出るとともに、受領した奨学金は一旦返還してください。

なお、派遣留学生となってから海外派遣プログラム取扱要項第8に該当する支給決定の取消し等があった場合には、経費の支給を停止又は取消すものとし、既に支給した経費は全額返納してください。

【提出及び問い合わせ先】

グローバル推進本部留学支援室留学支援係

T E L : 0 5 8 - 2 9 3 - 2 1 4 6

E-mail: gjai05006@jim.gifu-u.ac.jp